

生活単位の小規模化の流れの中で 子どもと職員の権利の統一を求めるアピール

全国児童養護問題研究会第42回大会は、子どもの権利条約を尊重し、子どもの福祉と教育を統一する立場から「施設の小規模化と家庭的養護の推進」施策をどうとらえ、具体化するかを課題として開催された。

第42回大会に参加した私たちは、この課題に取り組むための大前提として、子どもの最善の利益が最大限に考慮されること、養育者（職員）との親密かつ適切な関係が確保される中で、一人ひとりのニーズに応じた養護を保障すること、また、その実現のためには十分な職員配置と適切な労働条件の確保が必要であることを確認する。

社会的養護のもとでは、被虐待児、障害のある子ども、その他さまざまな困難を抱える子どもが生活している。とりわけ児童養護施設等の施設では、そのような子どもたちが集団で生活している。そのうえで私たちは、一人ひとりのニーズに応じた養護が施設の本来的な課題であることを認識するとともに、養問研が子どもも職員も仲間の中で育ち合う実践を追求してきたことの重要性を確認する。「施設の小規模化と家庭的養護の推進」施策は、その方向性と矛盾するものではない。しかし、この施策を現在の職員配置基準や施設整備費のもとで推進することは、子どもの最善の利益と職員の労働条件の確保との矛盾を深めるものであることは明らかである。

今、社会的養護を必要としている子どもが急増し、同時に一人ひとりの子どもが抱えているニーズは深刻化している。家庭環境を奪われた子どもたちは、施設職員や里親をはじめ社会的養護に携わる人々との親密かつ適切な関係を長期的に確保される権利がある。この権利の保障は、これまでもまして必要性が高まっており、かつ、緊急の課題となっている。

私たちは、社会的養護のもとで生活している子どもの最善の利益を確保するためには、子どもの権利と職員の権利を統一的に保障することが不可欠であることを確認する。そのために、社会および政府に対して施設の職員配置基準の抜本的改善や里親制度の充実をはじめとする社会的養護の体制整備を求めるとともに、私たち自身が実践・運動・研究を通して次のような課題を追求する必要があることを確認する。

1. 子どもたちが生活の主人公になれる社会的養護を創造する。

- ① 施設や里親のもとで生活している子どもの権利擁護をはかる。
- ② 様々な子ども（被虐待児、障害のある子ども、その他困難を抱える子ども、小集団環境に適する子ども、適さない子ども等）にとって適切な社会的養護を検討する。
- ③ 施設内虐待を防ぐため、暴力を否定する施設の文化をつくとともに、万一発生した場合には、迅速かつ真摯に対応し、子どもの人権を守る。
- ④ それぞれの子どもにとって最適な施設環境をつくり、毎日の十分な食生活、睡眠、遊び、学習などの生活を子どもの育ちにつなぐ。
- ⑤ 里親、ファミリーホームと連携し、社会的養護の仕組みを整える。

2. 十分な施設職員の配置と適切な労働条件の確保を求める。

- ① 労働基準法を遵守する勤務条件の確保と、複数勤務による子どもへの適切な養護実践と学びあいによる専門的力量的形成をはかる。
- ② 多様な働き方を可能にする条件をつくる。
- ③ 施設運営・養護実践の検証のための自己評価と第三者評価を進める。

3. 子どもと職員の権利を尊重する「都道府県推進計画」、「家庭的養護推進計画」策定を求める。

- ① 計画策定にあたって、都道府県や施設ごとの子どもおよび養護実践の現状と課題を十分にふまえる。
- ② 子どもと施設・地域の実情にあった計画を策定するために、社会的養護に携わる者は、可能な限り意見表明し、ソーシャルアクションを起こす。

2013年6月30日

第42回全国児童養護問題研究会全国大会参加者